

下館市・関城町・明野町・協和町

合併協議会だより

2003／10 発行 第３号



下館市役所から望む筑波山と
鬼怒川河川敷に咲くコスモス

基本４項目の方針が決定

数ある合併協定項目の中で最も基本的で重要な項目は、次の４項目とされています。当協議会におけるこの基本４項目の協議状況について、次のとおりお知らせいたします。

この決定（方針決定）を踏まえ、今後とも精力的に多くの合併協定項目の協議を進めてまいります。

- 合併の方式‥新設（対等）合併とする
  【第２回協議会で決定】
- 合併の期日‥‥平成17年３月を目標時期とする
  【第２回協議会で目標時期が決定】
- 新市の名称‥既存市町名を使用しないで公募により選定する　【第３回協議会で基本方針決定】
- 新市の事務所の位置‥現在の下館市役所を本庁舎とする　【第３回協議会で決定】

第3回　合併協議会を開催

第３回の会議が９月12日（金）に下館市「地域交流センター」で開催されました。会議に先立ちまして、関城町議会に新たに「関城町議会４市町合併推進特別委員会」が設置されたことにより委員に変更が生じたため、新委員２名に対して会長から委嘱書が交付され、新委員が自己紹介を行いました。

引き続き、会長からあいさつがあり、議事である協議事項３件についての協議が行われました。協議結果については、次のとおりです。

新委員紹介

（敬称略）

松　本　定　一　（関城町議会４市町合併推進特別委員会委員長）
杉　山　善　隆　（関城町議会４市町合併推進特別委員会副委員長）

協議事項

●協議第20号　新市の名称の検討方法について

新市の名称の検討方法については、委員から「既存市町名を含めたいのは４市町とも同じであろうが、新設合併により誕生する新しい市の名称は、新しい名称とすることが望ましい。」との意見があり、「住民の参加のもと、多くの意見をとり入れることができる公募方式を採用し、既存市町名を含めないで検討する。」ことに決定しました。

【詳細については、３ページをご覧ください】

●協議第21号　新市の事務所の位置について

新市の事務所（本庁舎）の位置については、「現在の下館市役所」とすることが決まりました。なお、３町の庁舎の活用方法については、今後の協議会のなかで事務所の形態（庁舎方式）として協議することとなります。

【詳細については、４ページをご覧ください】

●協議第22号　住民意識調査実施方針（案）について

住民意識調査については、一般 5,000人、中学生全員を対象に10月に実施することになりました。【詳細については、５ページをご覧ください】



▲第３回協議会（しもだて地域交流センター）

既存市町名を含めないで、公募・小委員会により新市名称を選定

新設合併の場合は、新たな市の名称の制定が必要となります。そこで今後、どのように新市の名称を決定していくのかについて、協議会で協議が行われ、全会一致で「既存市町名を含めないで、公募により選定していく。」ことで決定しました。

決定した新市の名称決定までの検討手順は、次のとおりです。

新市名称決定までの検討手順

第3回合併協議会（9月12日）

○選定方法の基本事項について決定

- 選定方法 → 公　募
- 既存市町名の取扱い → 含めない
- 小委員会の設置 → 設　置

第4回合併協議会（10月10日）

○選定方法の詳細事項について協議

- 公募について　新市名称公募要領（案）の協議
- 選定基準について　新市名称候補選定基準（案）の協議
- 小委員会の設置について　新市名称候補選定小委員会の設置（案）の協議

公　募

○合併協議会だよりやホームページ等により募集

小　委　員　会

○合併協議会に設置された小委員会で候補名を絞込み、これを協議会へ報告

合　併　協　議　会

○小委員会から報告された候補名について協議し、１案に決定する



新市の事務所の位置は「現在の下館市役所」に決定

新設合併の場合は、合併期日における事務所（本庁舎）の位置を新たに条例で定める必要があります。この合併期日における「新市の事務所の位置」については、協議会での協議の結果、「現在の下館市役所」に決定しました。

位置の決定に当たっては、住民の利便性や交通の事情、他の官公署との関係等について考慮が必要なことから、４市町の庁舎等の現況、交通及び主要官公署の状況、位置関係を示す図面等の参考資料により協議がなされ、全会一致で決定しました。



住民意識調査の実施方針が決定

先に決定した新市の建設計画策定方針に基づき、合併後の新市のマスタープランとなる「新市建設計画」の策定にあたり、１市３町の住民意識を反映させることを目的として住民意識調査（アンケート調査）を実施するため、その実施方針について、協議会で協議されました。

協議のうえ決定したアンケート調査実施の内容につきましては、次のとおりです。

調査対象

- **一　般**　５，０００人（１８歳以上）
  下館市　２,０００人　　関城町　１,０００人
  明野町　１,０００人　　協和町　１,０００人
- **中学生**　１市３町に在学する全員

調査期間と方法

- **調査期間**　平成１５年１０月１日（水）～１５日（水）
- **調査方法**　一　般　郵送による送付・回収
  中学生　学校をとおして配付・回収

スケジュール

- 調査票の送付・配付　９月下旬
- 調査票の提出期限　１０月１５日
- 調査票の分析　　１１月
- 協議会への調査結果報告　１２月１２日
- 結果公表　　１月中旬



「市町村合併に関するアンケート調査」のご協力のお願い

この調査は，無作為に抽出させていただきました４市町にお住まいの１８歳以上の方 5,000人を対象に実施させていただいております。

この合併協議会だよりの配布日は，各市町により異なっておりますので，この合併協議会だよりが皆様のお手元に届く頃には，既にアンケート調査の提出期限になっている場合もございます。

まだ，お手元にございましたら，誠に恐縮ですが，ご返送いただきますようお願いいたします。なお，すでにご返送いただいている方につきましては，ご協力に対し，厚く感謝申し上げます。

シリーズ わがまち データ2

今回は、４市町の主な公共施設を紹介いたします。



【アルテリオ】
美術館と生涯学習・男女共同参画事業の拠点となる地域交流センターの複合施設です。



【総合体育館】
メインアリーナ・サブアリーナ・トレーニングジムを備える健康増進の拠点施設です。



【図　書　館】
蔵書数20万冊を誇る筑西地域の拠点施設です。

SHIMODATE

SEKIJO

【生涯学習センター「ペアーノ」】
心を育む文化活動の拠点及び生きがいを育む生涯学習活動の拠点となる施設です。



【さわやかロード】
沿線には四季折々の花が咲き乱れ、特に芝桜の季節は圧巻です。



【グリーンスポーツセンター】
キャンプ場・アスレチック・体育館などの屋内外施設が一体的に使用できる施設です。



４市町には、それぞれ特色ある公共施設があります。今回、紹介できない施設として次のような施設もございます。
下館市……駅前再開発ビル・板谷波山記念館・総合福祉センター・市民会館など
関城町……野球場・総合運動場・テニスコート・公民館（３館）など
明野町……図書館・いきがいセンター・体育館・武道館・テニスコートなど
協和町……農業資料館・ふるさとの森自然公園・つり堀公園など



【ふれあいセンター】
浴室・集会場・サークル室・創作室・和室・茶室を備えた住民の憩いの場です。



【協和の杜公園】
体育館・テニスコート・グランド・公園などを備えた総合運動公園です。



【サッカー場】
サッカーコート（芝グランド）・多目的グランドなどを備えた本格的な施設です。



KYOWA

AKENO

【あけの元気館】
天然温泉・プール・トレーニングジムなどを備えた健康増進施設です。



【宮山ふるさとふれあい公園】
キャンプ・バーベキューなど自然を満喫できるアウトドア施設です。



【中央公民館】
大ホール「イル・ブリランテ」は文化活動の拠点です。



シリーズ 合併による効果 1

新しいまちづくりを国・県も応援

４市町が合併した場合、国・県から次のような財政支援が受けられます。
財政支援は、最大で、国県合わせて、10年間で約370億円（１年に換算すると約37億円）になります。
なお、これらの財政支援は、全て、平成17年３月31日までの合併が前提となっています。

国の財政支援措置

（単位：億円）

１．合併特例債	（１）標準全体事業費	①	４５２.０
	上記のうち起債可能額（①の95%）	②	４２９.４
	普通交付税算入額（②の70%）	③	**３００.６**
	（２）合併市町村振興基金の標準基金規模	④	**２２.９**
	基金の最大積立額	⑤	３４.４
２．合併市町村補助金		⑥	**6.6**
３．合併直後の臨時的経費に対する財政措置		⑦	**１０.２**
４．市町村合併に対する新たな特別交付税措置		⑧	**9.1**
国の財政支援合計額（③＋④＋⑥＋⑦＋⑧）			**３４９.４**

１．合併特例債とは

新市建設建設計画に基づいて行う事業に要する経費や合併後の新市が行う地域振興のための基金の積立てに要する経費について、合併から10年間に限り充当できる財源です。

２．合併市町村補助金とは

合併市町村に対し、人口規模に応じ交付される補助金です。

３．合併直後の臨時的経費に対する財政措置とは

合併直後に必要となる臨時的経費について、合併後５年間にわたり普通交付税の基準財政需要額に算入し、包括的に財政措置されるものです。

４．市町村合併に対する新たな特別交付税措置とは

合併市町村に対し、３年間にわたり特別交付税措置されるものです。

県の財政支援措置

（単位：億円）

１．市町村合併特例交付金（１市町村につき２.５億円）	**１０.０**
２．新市町村づくり支援事業（県事業として実施）	限度額 **１０.０**

第5回合併協議会は次のとおり開催予定です

■日　時　平成15年11月７日（金）午後２時
■場　所　関城町「生涯学習センター」

下館市・関城町・明野町・協和町
合併協議会だより　第３号
2003年10月９日　発行

編 集／発 行
下館市・関城町・明野町・協和町合併協議会
〒308-8616　下館市下中山732-1
TEL：0296-20-1461　FAX：0296-20-1463

●ホームページアドレス　http://www.ssa-gappei.jp　●メールアドレス　info@ssa-gappei.jp